

==== 公布された規則のあらまし ====

◇介護福祉士等修学資金貸与規則の一部改正について

1 規則の改正理由

社会福祉士及び介護福祉士法の一部が改正され、受験資格に関する規定の整備が行われたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士の養成施設等から職業能力開発大学校等を除くこととする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県が求職者等に対して支給する訓練手当について、雇用保険法施行規則の一部改正及び国の要領改正等に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取市以外の県内の市町村に居住する者で、通所のため自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上であるものについては、通所が不便である者かどうかにかかわらず、通所手当の月額を8,010円とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とし、平成20年4月1日から適用する。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。